

事務連絡
平成28年 9月1日

北海道開発局 河川管理課長 殿
各地方整備局 河川部長 殿
沖縄総合事務局 河川課長 殿

水管理・国土保全局 河川環境課

河川保全企画室長

水防企画室長



台風等による豪雨に備えた都道府県等管理河川における緊急的な対応について

台風第10号により都道府県等管理河川に氾濫が生じ過去に例をみない被害が発生していることに鑑み「台風等による豪雨による都道府県等管理河川における緊急的な対応について」を本日発出したところであります。

台風等が襲来し市区町村への通知が必要と整備局等が判断する場合にあっては、都道府県等管理河川においてこの緊急的な対応が徹底されるよう、地方整備局等から当該都道府県等の河川担当課長に対し電話等により直接徹底いただくようお願いいたします。

事務連絡

平成28年 9月1日

都道府県・政令市河川担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課

河川保全企画室長

水防企画室長



台風等による豪雨に備えた都道府県等管理河川における緊急的な対応について

8月の度重なる台風の来襲により、北海道、東北地方の多くの市町村で甚大な被害が生じています。今後も日本列島への台風の接近・上陸が想定され、各地域において豪雨が生じるおそれがあり、本日、台風第12号が発生したことから、下記についての対応をよろしく取り計らい願います。

記

1. 水位周知河川や洪水予報指定河川に指定されていない河川からの氾濫によって浸水を生じる市区町村に対して、近年は過去に例を見ない豪雨により大きな被害を生じている。そのため、当該市区町村にも甚大な浸水被害を生じうることを、過去の水害の実績なども用いて改めて周知すること。
2. それらの市区町村に対して、豪雨発生時に注視すべき水位や雨量観測所とその情報入手方法、水位や雨量と当該自治体における氾濫発生との関係の目安等を助言すること。

<問い合わせ先>

河川保全企画室 企画専門官 宮本（内線35462）

水防企画室 課長補佐 今井（内線35453）

TEL 03-5253-8111（代表）